

秋田県・市町村協働政策会議総会次第

日時 平成29年5月30日（火）午後3時～

場所 秋田県市町村会館 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）市町村提案について

① 弾道ミサイル落下に備えた対応について（市長会） 【資料1】

② 新聞の積極的活用による児童・生徒の郷土愛醸成に向けた協働について（町村会） 【資料2】

（2）県提案について

① 保育料助成制度の拡充について 【資料3】

（3）県からの説明・報告事項について

① ねんりんピック秋田2017全体スケジュールについて 【資料4】

② ツキノワグマの被害防止対策について 【資料5】

③ 平成30年以降の米づくりと新たな秋田米生産・販売戦略の策定について 【資料6】

④ 米依存からの脱却に向けた取組の更なる推進について 【資料7】

⑤ 立地適正化計画制度について 【資料8】

⑥ 木造住宅の耐震化促進について 【資料9】

⑦ 県警察の重点取組事項に関する協力依頼について 【資料10】

（4）前回の協働政策会議のフォローアップについて 【資料11】

（5）その他

4 閉 会

秋田県・市町村協働政策会議総会出席者名簿

市町村

No.	役 職 名	氏 名
1	秋田市長	穂 積 志
2	能代市長	齊 藤 滋 宣
3	横手市長	高 橋 大
4	大館市長	福 原 淳 嗣
5	男鹿市長	菅 原 広 二
6	湯沢市長	鈴 木 俊 夫
7	鹿角市副市長	阿 部 一 弘
8	由利本荘市長	長谷部 誠
9	潟上市長	藤 原 一 成
10	大仙市長	老 松 博 行
11	北秋田市長	津 谷 永 光
12	にかほ市長	横 山 忠 長
13	仙北市長	門 脇 光 浩
14	小坂町長	細 越 満
15	上小阿仁村長	小 林 悦 次
16	藤里町長	佐々木 文 明
17	三種町長	三 浦 正 隆
18	八峰町長	加 藤 和 夫
19	五城目町長	渡 邊 彦 兵衛
20	八郎潟町長	畠 山 菊 夫
21	井川町長	齋 藤 多 聞
22	大潟村副村長	工 藤 敏 行
23	美郷町長	松 田 知 己
24	羽後町長	安 藤 豊
25	東成瀬村長	佐々木 哲 男

関係団体

No.	役 職 名	氏 名
1	秋田県市長会事務局長	工 藤 喜根男
2	秋田県市長会事務局課長	遠 藤 孝 志
3	秋田県市長会事務局参事	佐 藤 修
4	秋田県町村会事務局長	水 谷 津
5	秋田県町村会事務局業務課課長補佐	高 橋 敏 昭
6	鹿角広域行政組合事務局長	渋 谷 伸 輔
7	能代山本広域市町村圏組合事務局長	佐 藤 隆 一
8	秋田周辺広域市町村圏協議会事務局主席主査	成 田 豊
9	本荘由利広域市町村圏組合事務局長	長谷川 聡
10	大曲仙北広域市町村圏組合副管理者兼事務局長	元 吉 峯 夫
11	湯沢雄勝広域市町村圏組合事務局長	藤 田 勝 志

秋田県

No.	役 職 名	氏 名
1	知事	佐 竹 敬 久
2	副知事	堀 井 啓 一
3	副知事	中 島 英 史
4	警察本部長	扇 澤 昭 宏
5	教育長	米 田 進
6	総務部長	島 崎 正 実
7	総務部危機管理監(兼)広報監	妹 尾 明
8	総務部次長	名 越 一 郎
9	企画振興部長	佐々木 司
10	企画振興部次長	出 口 廣 晴
11	あきた未来創造部次長	高 橋 修
12	観光文化スポーツ部長	草 薨 作 博
13	健康福祉部長	保 坂 学
14	生活環境部長	田 中 昌 子
15	農林水産部長	佐 藤 博
16	産業労働部長	水 澤 聡
17	建設部長	前 佛 和 秀
18	会計管理者(兼)出納局長	佐 藤 満
19	鹿角地域振興局長	恵比原 史
20	北秋田地域振興局長	高 橋 靖 弘
21	山本地域振興局長	倉 部 明 彦
22	秋田地域振興局長	木 村 雅 彦
23	由利地域振興局長	信 田 隆 善
24	仙北地域振興局長	渡 辺 兵 衛
25	平鹿地域振興局長	舩 屋 修 美
26	雄勝地域振興局長	三 浦 泰 茂
27	市町村課長	小 西 弘 紀

会場配置図（市町村会館）

企画振興部次長
市町村課長

副知事

教育長・警察本部長
部局長
危機管理監兼広報監

市町村随行者

秋田県

市町村随行者

羽後町長

東成瀬村長

知事

仙北市長

にかほ市長

地域振興局
局長・担当者

市町村随行者

美郷町長

大潟村副村長

井川町長

八郎潟町長

五城目町長

八峰町長

三種町長

藤里町長

北秋田市長

大仙市長

潟上市長

由利本荘市長

鹿角市副市長

湯沢市長

男鹿市長

大館市長

市町村随行者

県課長・担当者等

県課長・担当者等

上小阿仁村長

小坂町長

秋田市長

能代市長

横手市長

町村会

市長会

市町村随行者

広域行政組合

報道機関

出入口

出入口

出入口

秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

団体名 秋田県市長会

項 目 名	弾道ミサイル落下に備えた対応について
提 案 要 旨	他国が発射した弾道ミサイルが秋田県方向に飛来した場合に備え、県・市町村が連携してミサイルが落下する可能性がある場合および落下後に住民がとるべき行動について、継続して周知・啓発を図るとともに、共同で住民避難訓練を実施する。
理 由 (背景等)	・平成28年3月以降、北朝鮮が予告することなく弾道ミサイルの発射を繰り返しており、同年8月及び本年3月には、本県男鹿半島沖の我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ）内に落下する事態が発生している。 ・こうした北朝鮮の動向などにより、情勢は緊迫化しており、内閣官房の国民保護ポータルサイトへのアクセスが急増するなど、国民の関心が高まっている。 ・これを受け、本年4月には、内閣官房から、消防庁および県を通じて、「弾道ミサイル落下時の行動について」等の周知依頼があり、ホームページや広報紙に掲載したところであるが、今後とも継続して行っていく必要がある。 ・加えて、内閣官房からは、男鹿市で3月に実施したミサイル飛来を想定した住民の避難訓練を他の自治体でも実施するよう要請があったところである。 ・弾道ミサイルは県内どこにでも飛来する可能性があること、また、万が一落下した際は、被害の範囲が市町村域を越え広域に及ぶことが想定されることから、こうした取組は県と市町村が連携して実施していく必要がある。

秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

団体名 秋田県町村会

項 目 名	新聞の積極的活用による児童・生徒の郷土愛醸成に向けた協働について
提 案 要 旨	県内の小学校高学年や中学生が学校においてより新聞に親しみ、地域のニュースや話題に触れる機会を増やすことが可能な環境を整備し、児童・生徒の郷土愛の醸成と学力向上を図るため、県と市町村が有効な方策を検討し、協働で取り組む。
理 由 (背景等)	この施策の目指すところは、地方創生の実現である。人口減少、とりわけ進学や就職による東京圏など都市部への若者流出は、いずこも喫緊の課題である。秋田県内でも高校卒業生のうち進学や就職で県外に転出した人は半分以上ではないか。また、県内の大学などの卒業生のうち、県外に就職した人もおそらく相当数に上ると思われる。 人口の社会減をいかに減らすか、そして地元定着率や地元への回帰率を如何にアップさせるかがとても重要である。 郷土愛は、一時的な教育や試みで育つものではなく、地道な取り組みで培われるという。日々、地域ニュースや話題に触れる中で地元への関心が高まり、郷土への愛着も湧いてくる。その結果として、地元に残る学生が増え、仮に県外に進学しても就職は県内企業という確率が高まるのではないか。首都圏に就職しても地元への思いが胸にあれば、県内へ転職の可能性も出てくる。 新聞と学力向上の関係は、OECDなどの公的機関の調査でも裏付けられている。新聞を読んでいる児童生徒ほど全国的に成績が良いとの分析もある。 また、昨今は、教育格差も見逃せない。経済的理由から教育機会が得られないなど、格差が社会問題化しており、自宅で新聞を購読できない世帯の子どもも増えている。児童生徒が平等に新聞を読めるよう機会の均等化を図る必要があることから、たとえば学校への新聞の配置を強化することを通じて、これを全県レベルの運動として県と市町村の協働により推進することが重要だと考える。 郷土愛を育み、学力を高め、経済事情による教育格差を是正することが地方創生につながるものと考ええる。

秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

部局名 あきた未来創造部

項 目 名	保育料助成制度の拡充について
提 案 要 旨	少子化対策の更なる強化を図るため、県と市町村が協働で実施している保育料助成制度（すこやか子育て支援事業）について、平成30年度を目処にその拡充を実施する。
理 由 (背景等)	○ 本制度は、社会全体で子育てを支えていくとの考えを前提に、保育所等の利用に伴う子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、生活基盤の弱い世帯が安心して子どもを生み育てることができる環境を整備することを目的とし、平成3年度から実施している。 ○ 事業内容としては、一定の所得制限のもと、子どもの保護者に対して、所得に応じて保育料の1/2又は1/4を助成するとともに、平成28年度からは、新たに第3子以降が生まれた場合、第2子以降の保育料全額を助成する内容を付加している。 ○ 市町村が上記の保育料助成を行うときに、当該市町村に対し、県が当該経費の1/2を助成している。 ○ 人口減少の克服が喫緊な課題である本県の現状では、少子化問題への対策が急務であるとともに、市町村からは保育料助成制度の更なる充実を求める要望も上がっている。 ○ 今後のスケジュール 5月30日 県・市町村協働政策会議にて提案 7～9月 市町村担当者会議での意見交換（3回程度） 11月 県・市町村協働政策会議にて提案

ねんりんピック秋田2017全体スケジュール

平成29年 5月30日
ねんりんピック推進室

9月9日(土)	9月10日(日)	9月11日(月)	9月12日(火)
総合開会式 (県立中央公園陸上競技場)	26種目の交流大会開催(17市町村) (ソフトボール・軟式野球のみ12日まで開催)		総合閉会式 (県民会館)
まちなか秋田ねんりんフェスタ			
秋田拠点センターアルヴェ(愛称:竿燈広場)	○秋田駅周辺の各施設で、秋田県内各地の「お祭り」や「グルメ・特産品」を集め、まちなか全体で全国からの来場者を歓迎します。		
地域文化伝承館、健康福祉機器展、グルメコーナー、秋田のまつり クイズ・スタンプラリー、併催イベント、総合案内所			
ぽぽろーど	総合案内所 グルメ物産コーナー(9月10日まで)		
アゴラ広場(愛称:盆踊り広場)			
ふれあいニュースポーツ、グルメ物産コーナー、秋田のまつり、クイズ・スタンプラリー、総合案内所			
アトリオン	美術展(彫刻、書、工芸、写真:9月12日まで) 秋田の伝統工芸コーナー、クイズ・スタンプラリー(9月11日まで)		
仲小路	仲小路ねんりん朝市		
エリアなかいち(愛称:なまはげ広場)	県立美術館:美術展(日本画、洋画:9月12日まで) にぎわい交流館(9月11日まで):健康フェア、相談コーナー、クイズ・スタンプラリー、併催イベント、協賛イベント にぎわい／なかいち広場(9月11日まで):ステージイベント、グルメ物産コーナー、行政情報発信コーナー、秋田のまつり		
県民会館 音楽文化祭		サンルーラル大湯 全国健康カラオケ大会	県民会館 講演会

ツキノワグマの被害防止対策について

【昨年度の状況】

- 19名の人身被害があり、うち4名が死亡
- クマの目撃件数は、869件と過去最多の平成13年度の535件から大幅に増加
- 総捕獲数は、476頭で過去最多(うち有害捕獲が456頭)
- 農林水産物の被害額は、22, 883千円、農作業中の人身事故も7件発生

【被害発生背景】

- 里山の高林齢化や耕作放棄地の増加で、生息適地が増加
- クマの危険性が高い地域であっても、山菜採り等の入山者が絶えない状況
- 中山間地域の過疎化、高齢化で、クマに対する防除力が低下
- クマ出沒に対処できる狩猟者の減少

【課題】

- クマの出沒や人身被害に即応できる被害防止体制の整備
- クマの危険性の県民への迅速な周知
- 人身被害が発生した場合の入山規制等の措置
- クマを捕獲できる狩猟者の確保と技術の向上
- クマの出沒抑制と農作物被害防止対策の実施

秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）

【計画期間：平成29～33年度（5年間）】

《被害対策1》

被害防止体制等の整備

- **クマ被害防止連絡会議の設置**
全県の国・県・市町村・県警・関係団体からなるクマ被害防止連絡会議を設置し、クマの被害防止対策を徹底する。
- **緊急対策会議の設置**
人身被害等が発生した場合には、迅速かつ適切に対処するため、当該地域の国・県・市町村・県警・関係団体からなる緊急対策会議を設置する。
県境付近でクマ出沒・事故等が発生した場合には、状況に応じて、隣県や隣県の市町村等とも連携する。

《被害対策2》

県民に対する注意喚起

- **出沒警報制度の創設**
クマの出沒や事故の発生、ブナやナラの実などの堅果類の豊凶等の状況に応じて、県がクマ出沒注意報・警報を発令する制度を創設し、県民にクマの出沒の危険度を正しく伝え、事故を防止する。
- **多様な手段を活用した県民への周知**
春と秋の年2回、注意喚起のチラシを配布し、クマに対する注意を促す。
出沒警報制度の創設に伴い、注意報、警報を出した場合も、チラシを配布する。
また、県のウェブサイト、県・市町村の広報紙、マスコミ等も活用し、県民への周知を徹底する。
特に、県警察本部と連携し、最新の目撃情報を県のウェブサイトの「ツキノワグマ情報」で公開し、予防対策に活用する。

《被害対策3》

人身被害等への対応

- **県警によるパトロールの強化**
人身被害等が発生し、引き続き事故の発生が予見される場合には、県警によるパトロールの強化や検問を実施し、被害の拡大を防ぐ。
- **迅速な入山禁止等の措置**
死亡事故等が発生した場合の入山禁止、道路閉鎖等を関係機関と協力して迅速に実施する。
- **迅速なクマの駆除等**
人身被害等が発生するおそれがある場合には、市町村に駆除を要請するとともに、市町村における迅速な駆除を支援する。
また、重大な人身被害に対応するため、加害個体を識別するDNA分析を行うほか、生息数をより高い精度で推定するための調査を実施する。

《被害対策4》

狩猟者の育成・確保

- **狩猟者の育成強化**
クマを捕獲できる狩猟者を育成強化するため、経験が浅い狩猟免許取得者を対象に、捕獲に関する講習会・実習等を開催するとともに、実地訓練の場
- **狩猟者の確保**
狩猟の魅力を伝えるフォーラムを開催するほか、狩猟免許試験については、受験しやすいよう土日を実施する。
- **秋田県猟友会への支援**
狩猟者の狩猟技術向上と事故の未然防止を図るため、秋田県猟友会が行う講習事業に助成する。

《被害対策5》

クマ出沒抑制と農作物の被害防止

- **市町村被害防止計画の策定と事業活用**
市町村等に対し、国の支援事業を活用し、クマが出沒しやすい果樹園等への電気柵の設置やクマの有害捕獲等を適切に実施できるよう支援する。
また、市町村等を対象に、被害を未然に防止するため、生態や具体的な対策等に関する研修会を開催する。
- **森林整備の促進**
クマの生息域となる里山の高齢な広葉樹林の更新や、間伐等の森林整備を促進することにより、クマが人里に出沒しにくい環境にする。
- **クマの餌の除去**
県のウェブサイトや市町村等を通じて、県民に放任果樹園対策、家畜飼料の保管管理等について周知を図る。

《被害対策6》

人里への出沒対策

- **モデル地区での検証**
鹿角市の一部地域をモデル地区として、被害対策5の取組などを総合的に実施し、その効果を検証するとともに、県内の人里出沒対策の普及とその取組の促進を図る。

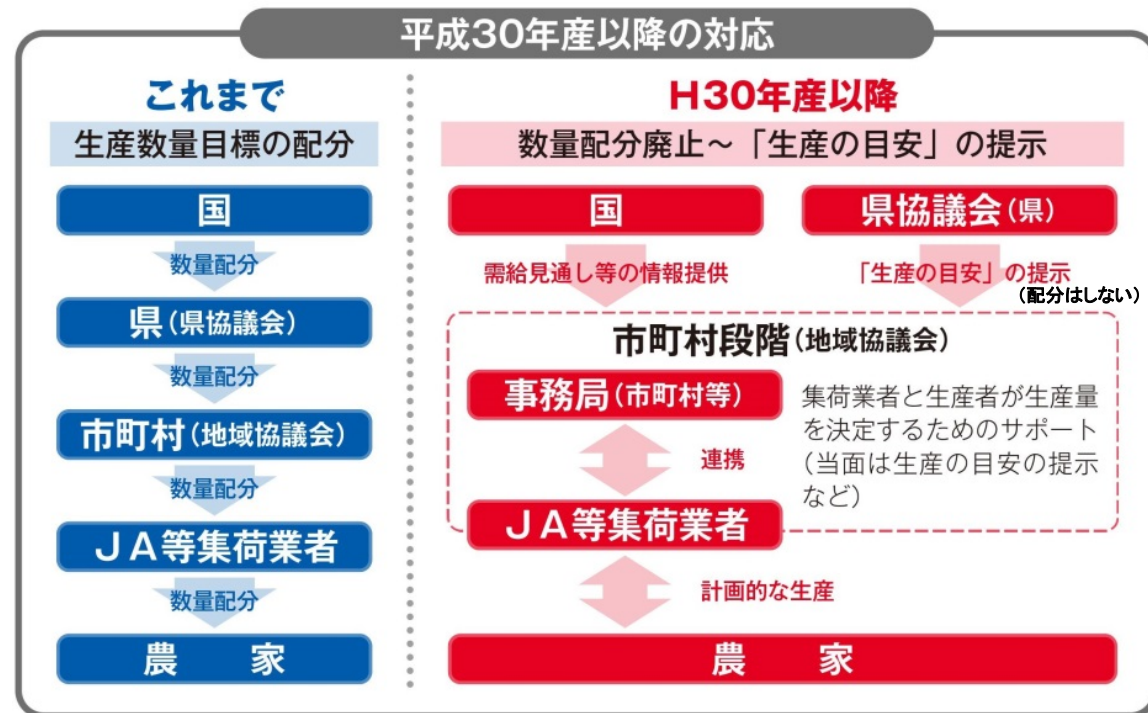
県民の安全・安心の確保

平成30年以降の米づくりと新たな秋田米生産・販売戦略の策定

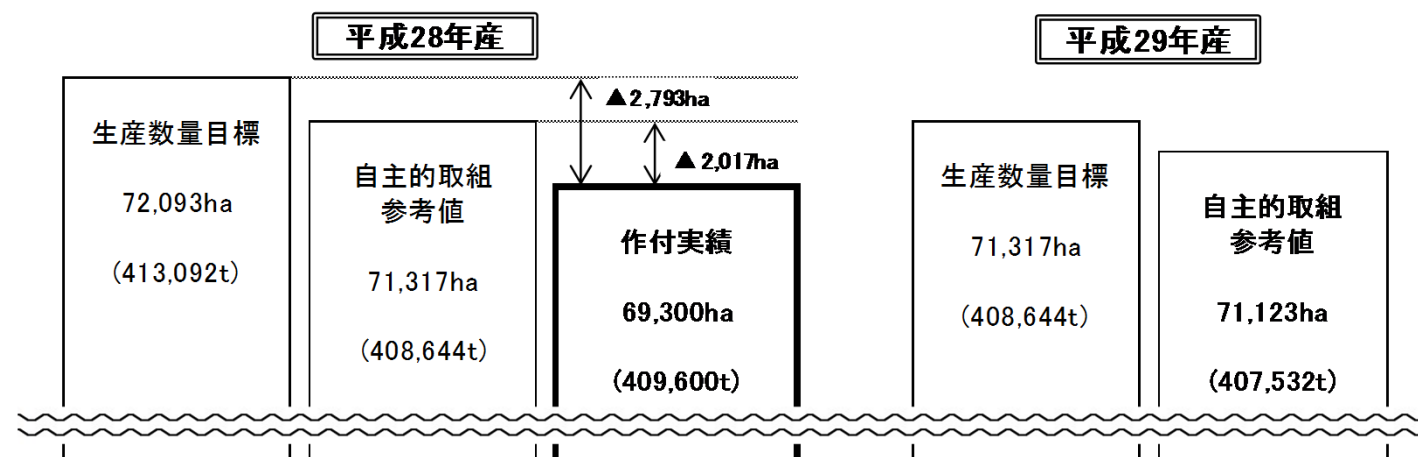
平成29年5月
農林水産部

平成30年産以降の対応

- ◆ 平成30年産からは、行政による生産数量目標の配分が廃止され、農家やJA等が、販売状況や経営戦略に基づき、生産量を決定する仕組みに移行。
- ◆ 産地間競争が激化する中、米どころ秋田が勝ち残っていくために、売り先の見込みがない過剰生産は行わない一方、実需者からの要請に的確に対応した生産を行うことが重要。
- ◆ 県農業再生協議会では、当面の間、県産米の需要動向や在庫見通しを踏まえた県全体の「生産の目安」を公表。
- ◆ 地域農業再生協議会では、それを参考に、地域段階の「生産の目安」の提示や、集荷団体による販売計画の提供など、農家が生産量を判断できる環境を整備。



【生産調整の取組状況】



新たな秋田米生産・販売戦略の策定

- ◆ 目的 平成30年以降を見据え、販売を起点とした米づくりに生産者、農業団体、行政等が一体となって取り組んでいくための指針として策定。
- ◆ 計画期間 平成29～33年度(5年間)
- ◆ 策定の手順 「生産・販売戦略策定会議」において、検討・協議し、8月を目途に策定。
- ◆ 骨子

I 拡大が見込まれるマーケットへの対応

国内業務用ニーズへの対応、海外市場の開拓、酒造好適米など特定需要への対応、播種前契約や複数年契約の拡大 など

II 米どころ秋田の強みを活かしたブランド力向上

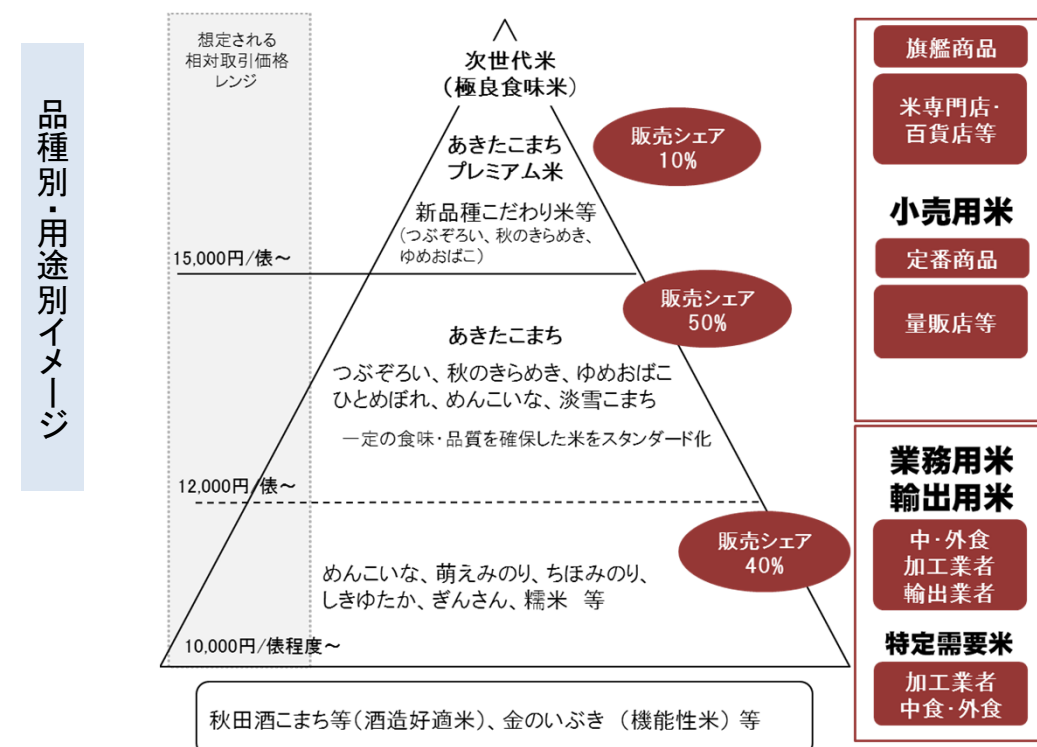
あきたこまちブランドの再構築、プライスリーダーとなる新品種のデビュー対策 など

III 低コスト生産・流通体制の整備

多収品種やICTの活用等低コスト技術体系の確立、生産資材・流通コストの低減、種子対策 など

IV 将来を見据えた米の高付加価値化と需要拡大

機能性米など消費者に訴求する多様な米づくりの推進、米の消費拡大 など



米依存からの脱却に向けた取組の更なる推進

－大規模園芸拠点、大規模畜産団地の全県展開－

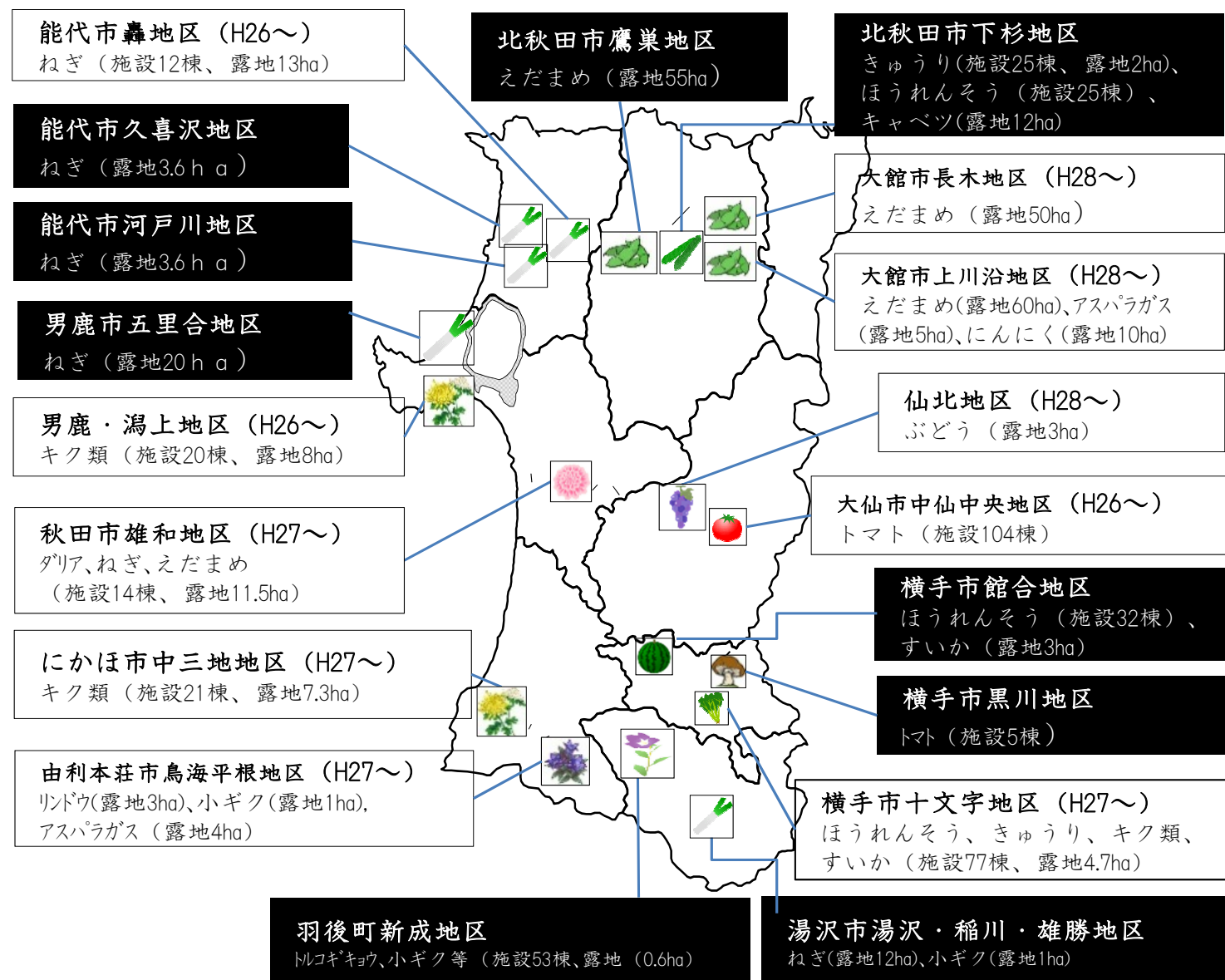
平成29年5月
農林水産部

- これまで、「農林漁業振興臨時対策基金」(H22～H29)を財源とし、「農政改革対応プラン」(H26～H29)により園芸メガ団地や大規模畜産団地の整備を推進
- 国の農業改革や米の生産数量目標の配分廃止による産地間競争の激化を見据え、複合型生産構造への転換に向けた取組の加速化が必要
- 「この機に打って出る」、「先行事例に続け」といった現場の取組を強力に後押しすることとし、国事業を活用しながら市町村と連携して積極的に支援

大規模園芸拠点

これまでの投資額17.2億円 (うち県費7.6億円)
今後の投資額45.6億円

□ : H26～28着手地区 ■ : H29着手計画地区

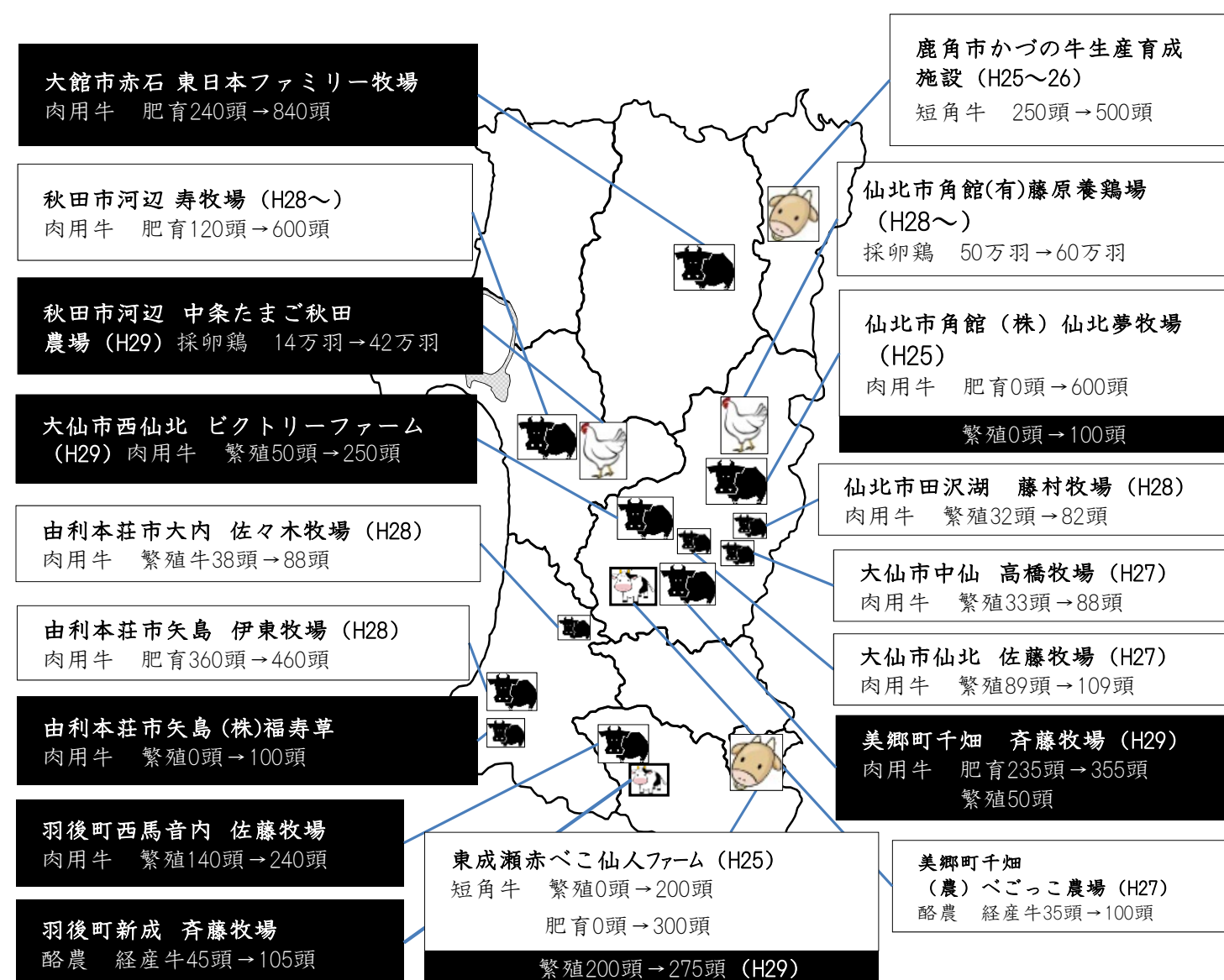


- 大規模園芸拠点は平成26年度から3地区、27年度から4地区、28年度からは3地区、29年度からは9地区の計19地区で整備中。(29年7月以降予定の1地区を追加すると、計20地区)
- 30年度以降、メガ団地3地区、ネットワーク型園芸拠点9地区、計12地区で整備を計画。
- 冬期間の収入源として、取組意欲が高い菌床しいたけについても支援対象に追加。

大規模畜産団地

これまでの投資額16.5億円 (うち県費2.6億円)
今後の投資額46.8億円

□ : H25～28着手地区 ■ : H29以降着手計画地区



- 平成25年度に、鹿角市、仙北市、東成瀬村の3地区で大規模な肉用牛生産施設を整備。それ以降、12地区で大規模畜産団地を整備。
- 30年度以降、5経営体を中心に整備を計画。
- 大規模畜産団地の整備にあたっては、場所の選定・確保等に市町村の支援が重要。

【報告事項】立地適正化計画制度について

平成 29 年 5 月 30 日

建 設 部

1. 背景

人口減少や高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、国土交通省では、平成 26 年 8 月 1 日に都市再生特別措置法を改正し、市町村が、居住や都市機能を各地域の生活拠点エリアへの誘導を図る立地適正化計画制度を創設した。

2. 立地適正化計画の作成について具体的な取組を行っている自治体 (H29. 4. 3時点)

	全国	東北	秋田
具体的な取組を行っている自治体	309	29	4
上記の内、計画を作成・公表（一部含）している自治体	105	8	0

※県内では、H29 策定予定：秋田市、湯沢市、大仙市、H30 策定予定：大館市

3. 国による支援

○国交付金事業などにおいて、事業の重点化及び補助率の嵩上げ等。

【例：社会資本整備総合交付金】

・都市再生整備計画事業(40%→45%)

・市街地再開発事業(1/3→2/5)

○平成 29 年度より国土交通省と総務省が協調し、地方単独事業に適用できる公共施設等適正管理推進事業債（立地適正化事業）を創設。

【公共施設等適正管理推進事業債（立地適正化事業）の概要】

- ・対象事業：立地適正化計画に基づく事業で、補助事業を補完し実施される地方単独事業
- ・期 間：平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間
- ・充当率等：充当率 90%、地方交付税算入率 30%

4. 県の取組

○県では、平成 26 年度から、関係市町と協働のもと勉強会等を実施し、立地適正化計画制度を活用した「都市のコンパクト化」を推進している。また、まちづくり関係者等とワークショップ等を実施し、魅力ある「まちの賑わいづくり」に取り組んでいる。

【平成 29 年度の取組内容】

- ・計画策定に向けた研究会等を実施
(構成員：秋田市、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、仙北市)
- ・まちの賑わいづくりワークショップを実施(開催地：大館市、湯沢市、鹿角市)
- ・県内市町村やまちづくり関係者を対象とした勉強会や講習会を実施

○立地適正化計画は、様々な行政分野との連携が必要なことから、県と市町村が一体となった取組が重要であり、関係市町村においては、今後も積極的な参画・協力をお願いする。

【報告事項】木造住宅の耐震化促進について

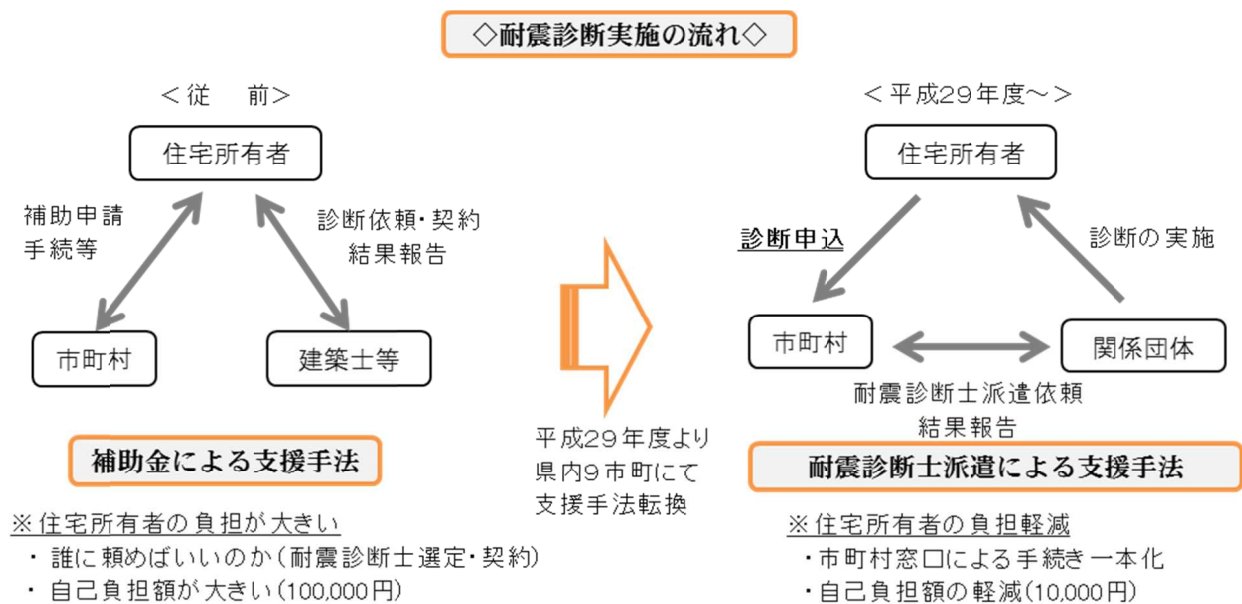
平成29年5月30日
建設部

1. 秋田県における住宅耐震化の現状

平成25年10月時点の秋田県内の持ち家の耐震診断実施率3.1%で全国最下位、住宅耐震化率は69.3%（全国第46位）と、全国的にも大きく遅れている。

2. 木造住宅耐震診断への新たな支援について

県内住宅の耐震診断を促すため、住宅所有者の費用や手続きの負担軽減を目的とした新たな事業を、平成29年度より県内9市町において開始。



● 市町村による耐震診断事業(耐震診断士派遣)(平成29年度～)

- ・ 建築設計関係団体と建築士派遣業務委託により実施

耐震診断業務委託(定額) 130千円/戸			
市町村業務委託額 120千円/戸			所有者負担 (<u>定額</u>)
国補助 (1／2)	県補助 (1／4)	市町村負担 (1／4)	
60千円	30千円	30千円	
			10千円

- 〔 ・ 国交付金：市町村事業費の1/2（住宅・建築物安全ストック形成事業）
・ 県補助金：市町村事業費の1/4 〕

- 事業実施市町（9市町）：横手市、男鹿市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、小坂町、井川町、美郷町

支援制度を活用するためには、市町村耐震改修促進計画の策定（17市町で策定済）が必要なため、未策定市町村における計画の策定・制度の活用と、従前の制度を活用中の残る8市町においては、新制度の活用をお願いします。

県警察の重点取組事項に関する協力依頼について

平成29年5月30日

秋田県警察本部

協力依頼要旨	1 高齢運転者の自動車運転免許証自主返納の促進により、高齢者の交通死亡事故抑止を図るため、自主返納後に高齢者の交通手段となる地域公共交通の確保や利用促進について協力を依頼する。 2 市町村による街頭防犯カメラの継続的な設置について協力を依頼する。
協力依頼内容	1 高齢者の運転免許証返納に係る地域公共交通の確保について (1) 現状 平成28年中の交通事故死者54人中、高齢者は36人と全体の66.7パーセントを占め、そのうち運転者は12人であった。 警察では、看護師の資格を有する運転適性相談員の配置による相談体制の充実や運転免許センターにおける運転免許証自主返納の日曜日の取扱い等の自主返納しやすい環境作りとともに、自主返納した65歳以上の高齢者が「運転経歴証明書」を提示することによって、各種割引等を受けることができる支援を各事業所に依頼しているが、代替交通手段の整備と更なる利便性向上が重要な鍵となっている。 (2) 協力依頼事項 各市町村においては、コミュニティバスや乗り合いタクシー等の地域交通の確保に取り組まれているところであるが、高齢運転者の自動車運転免許証自主返納を促進し、高齢者の交通事故を減少させるため、引き続き、利用者の目線で運行時間・路線、乗降場所の検討を行うなど、自主返納後の高齢者の交通手段の確保や利用促進について協力を依頼する。

協力依頼内容	2 防犯カメラの設置促進 (1) 現状 全国的に刑法犯の認知件数が減少しているが、本年3月、石川県で下校時間帯に高校付近のバス停から高校生が連れ去られて殺害された事件、4月には千葉県松戸市で通学途中の女兒小学生が行方不明となり、遺体で発見されるという子供・女性が被害となる事件が立て続けに発生し、社会に大きな不安を与えている。 また、千葉県松戸市の事件にあっては、見守り活動をしている保護者会の会長が死体遺棄容疑で逮捕されるという、児童の安全安心のために活動している者が安心安全を脅かしたという結果に住民をはじめ社会が驚愕し、人の目による安全の信頼を揺るがしている。 子供・女性の安全を確保するためには、カメラの目を網の目のように整備し、安全を確保する必要が強く求められている。 県内においても、年間、子供・女性を対象とする強姦、強制わいせつ、迷惑防止条例違反等の犯罪は約50件、その前兆事案は約300件発生している状況にある。 警察による街頭防犯カメラの設置を促進するとともに、市町村に対する防犯カメラの設置を依頼したところ、平成27、28年度の2年間で警察による設置が56台、市町村による設置が76台となっているほか、自治体の補助金を得ながら設置する商店街も出てくるなど、一定の成果が現れているところである。 (2) 協力依頼事項 県内における街頭防犯カメラは総体的に少なく、駅や学校の周辺、通学路等の安全を確保するため、今後も自治体と協同して継続的に街頭防犯カメラを設置することについて協力を依頼する。
--------	--

秋田県・市町村協働政策会議総会における協議結果のフォローアップについて

平成 2 9 年 5 月 3 0 日
企 画 振 興 部

平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日に開催されたこの会議において市町村及び県から提案のあった事項について、現在、次のような取組を進めている。

1 市町村提案事項について

市町村の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
罹災証明書の交付に伴う被害調査等実施体制の整備に係る協働について 災害時における被災者を支援するために必要となる、罹災証明書を迅速に交付するため、被害調査職員を育成する合同ワーキングや研修会を開催するとともに、甚大な又は広範にわたる災害時には、被害調査職員の派遣、被害調査や認定業務の実施体制の整備等について、県と市町村が協働で取り組む。	市町村職員の災害対応力の向上を目指し年 2 回開催している研修において、平成 2 9 年度以降、罹災証明事務に関するテーマを組み込む方向で検討する。	【県担当：総務部】 ○今年度、市町村職員を対象とした罹災証明の交付に伴う住家の被害認定調査の研修会を開催する。 ○日時は調整中であるが、内閣府職員による住家の被害認定調査業務の概要説明のほか、近年発生した災害で実際に調査を行った被災県又は被災市町村の職員を招いた講義を検討している。

2 県提案事項について

県の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
国民健康保険制度改革に係る準備事業の今後の協議方針等について 国保の制度移行に向けて、現在県が策定中の「国保運営方針（案）」の進捗状況を説明するとともに、事業費納付金の算定方法や激変緩和措置の議論が本格化することから、今後の市町村との協議方針等について提案するものである。	今後、県から市町村に対し、事業費納付金等の試算結果を提示するほか、激変緩和措置等に関する具体的な考え方を丁寧に説明し、情報共有や共通認識の形成を十分図りながら協議を進めていく。	【県担当：健康福祉部】 ・「国保運営方針（案）」については、昨年１２月以降、３回にわたり県と市町村で協議を行い、「激変緩和措置」以外の部分については、概ね合意を見た。 ・「激変緩和措置」については、制度改正に伴う被保険者の急激な負担増を防ぐため、国の特例基金や県の調整交付金を財源として激変緩和措置を講ずることとしており、より効果的な配分方法を検討のうえ、基本的な考え方はもとより具体的な額や期間を市町村に提示しながら協議を行っていく。 協議にあたっては、市町村が置かれている状況を十分考慮するとともに、情報共有を図りながら丁寧な説明に努めていく。 なお、「国保運営方針」は県と市町村との合意を経て、本年１０月を目処に決定したいと考えている。